Health, Medical care, welfare
No. 54
発行日:令和3年3月25日

神戸市介護サービス協会だより

神戸市介護サービス協会　〒651-0086　神戸市中央区磯上通3-1-32　神戸市社会福祉協議会内
TEL 078(271)5326 FAX 078(271)5366
URL https://www.kaigo-kobe.net
E-mail kaigo@with-kobe.or.jp

CONTENTS

WEB活用に関するアンケート結果 …… 1・2
令和3年度事業計画 …… 3
第2回全体研修会 …… 4・5
神戸市との意見交換会 …… 6・7
協会の活動状況 …… 8
神戸市高齢者介護士認定試験 …… 8
編集後記 …… 8

神戸市介護サービス協会事業のWEB活用に関するアンケートの結果

コロナ禍において「新しい生活様式」が提言され、各産業で事業の新しいスタイルが取り入れられています。

協会事業についても、大人数を集めての研修会や、対面での打ち合わせなど、従来の方法を見直すために、WEB活用に関するご意見・ご要望をお伺いするアンケートを実施しました。

多くの事業者の皆様にご回答いただきありがとうございます。アンケート結果の一部をご紹介します。

◆対　　象　会員事業所　755箇所(アンケート用紙送付)
　　神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会会員は、WEB上で回答いただくよう依頼。
◆実施時期　令和3年1月
◆回 答 数　FAX回答　334件　　WEB回答　132件　　合計　466件

Q. 協会では今年度、WEBセミナーを開催しましたが、WEBセミナーについてのご意見をお聞きします。

①会場まで行く必要がないので、研修会はWEB開催を多くして欲しい。	168
②座席位置に関係なく、資料映像、講義の音声が、見やすく、聴きやすいのでWEB開催がよい。	48
③コロナ禍においてはWEBセミナーがよいが、コロナが収まれば集合型に戻してほしい。	147
④WEBセミナーは講義に集中しにくく、講師に直接質問しにくいので、集合型の方がよい。	18
⑤職場のPC等にアプリのダウンロードやWEBの閲覧制限があるので、WEBセミナーは参加しにくい。	31
⑥受講場所や機器の準備が必要なのでWEBセミナーは参加しにくい。	27
⑦ZoomアプリやWEBセミナー受講用のソフトの使い方がわからないので、WEBセミナーは参加しにくい。	15
⑧その他	9
無回答	3

<その他の内容>
- コロナ禍ではWEBが良いが、WEBは機器や回線のトラブルが多い。
- WEBに慣れることが必要だと思うが、時間がかかる。
- コロナが収まってもWEBと集合と選べるようにして欲しい。
- 研修内容による。WEBで十分な研修もあるが、集合型の方が集中しやすい。

Q. 協会のホームページで役に立っているコンテンツ、今後もっと充実して欲しいコンテンツをそれぞれ3個まで選んでください。

	役に立っている	充実してほしい
介護ノート・マニュアルや共有様式等の協会作成様式	117	117
協会主催、他団体主催の研修会情報	141	110
協会で実施した調査等の報告	47	35
介護を知ろう!のページ	37	42
厚生労働省の会議報告や通達の情報	89	89
神戸市の介護保険、介護人材に関わる情報	68	138
行政等が募集している補助金、支援金等の情報	37	96
コロナウイルス感染防止策等の情報	114	117
その他	1	0

Q. 研修会の開催通知や機関紙など協会からの案内等、今後の情報発信方法等についての希望をお聞きします。

①協会ホームページを充実させて、ホームページに掲載して欲しい。	104
②メールマガジンやLINEを活用し、登録した人に直接情報が届くようにして欲しい。	127
③今まで通り紙媒体の物も郵送して欲しい。	221
④その他	5
無回答	9

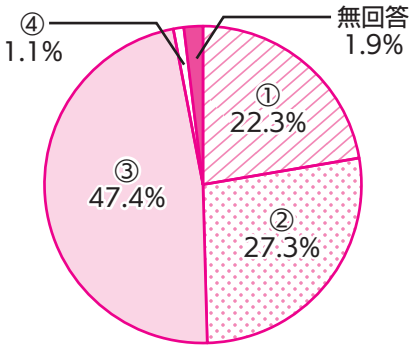

アンケートの結果を受けて、今後も会員の皆様に迅速に情報をお届けするよう、ホームページを充実させるとともに、下記の取り組みを始めます。

◎ ZOOM を使用したオンラインセミナーシリーズを引き続き実施します!

詳細が決まり次第、各事業所宛にチラシを郵送し、協会ホームページ等でお知らせします。

◎ メールマガジンの配信、LINE公式アカウントを始めます!!

メールマガジンとＬＩＮＥでは、研修会の開催案内や行政情報の更新についてお知らせするとともに、皆さまの役に立つ情報をお届けできるようコンテンツを充実させていきたいと思います。
メールマガジンの読者登録、ＬＩＮＥの友だち追加は協会ホームページの右下のアイコンをクリックするか、下の２次元バーコードを読み込んでください。

協会ホームページ右下のこちらからも登録できます。

メルマガの読者登録はこちら

LINEの友だち追加はこちら

※読み込んだアドレス宛に空メールをお送りください。送信できない場合は、件名に「メルマガ」と入れて送信してください。

令和3年度 事業計画

1. 新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

令和２年６月に神戸市内の介護保険施設・事業所を対象として、協会で実施した「新型コロナウイルス感染防止対応に関するアンケート」結果も参考に、介護関係者が必要としている情報の発信、支援を行います。

協会事業の実施にあたっては、行政が発出している対応方針に則り、新しい生活様式に沿った形で実施していきます。

2. 介護人材の確保・育成、環境改善への取り組み

介護関連職種に関する理解を深め、介護人材の確保に繋がるような広報･啓発活動を行うとともに、職員のキャリアアップや職場環境改善への取り組みを行います。

また、介護サービスの質の向上と職員の意欲の向上を目的として、神戸市高齢者介護士認定制度の講習会及び認定試験を行います。

3. 関係者間の連携を図るうえでの課題への取り組み

地域包括ケアの推進にむけ、医療介護サポートセンター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、医療関係者、その他関係者が、相互に連携するうえでの課題を探り、地域ケア会議及び連携のあり方について検討を行います。

連携がすすみ、市民サービスが向上していくよう、介護情報等共有のための諸様式の作成等具体的な検討を行います。

4. 介護サービスの質の向上に資するための取り組み

サービスの質の向上を図るため、現場の職員及び利用者にとって課題となっている事項や今後の取り組みが重要とされているケアのあり方等について調査・研究を行います。

現場で必要とされているマニュアル等の作成、見直しを検討します。

また、アンケート調査等を参考に各部会で検討し、運営委員会で調整のうえ、必要な知識・技術の習得、介護を取り巻く課題の理解等を目的として研修会を開催します。併せて各団体が実施する講演会や研修会の共催・後援等を行い、ホームページに情報を掲載するなど､効果的･効率的な研修実施に努めます。

○研修会の開催

① 全体研修会（3 回）
② 介護現場で知っておきたい医学知識研修会
③ 訪問介護事業所 サービス提供責任者研修会
④ 介護現場における口腔ケア研修会

5. 介護保険制度に関する課題への取り組み

令和３年の介護保険制度改正の動向を注視し、その影響や課題を検討していきます。

そのうえで、複雑化する介護報酬の仕組みやその他の課題について、神戸市を通じて厚生労働省に要望し、神戸市で対応可能な課題については、具体的な提案を行うとともに、神戸市とともに協議をすすめていきます。

6. 広報活動

制度改正を含めた最新の介護保険情報や、関連する保健・医療・福祉に関する情報を提供するとともに、協会活動を発信するなど広報活動を行います。

介護職員の負担軽減のための ICT 技術の活用による環境改善も重要な課題であり、質の高い介護サービスの安定的な供給に資する情報発信にも力を入れます。

（1） ホームページでの最新情報の提供
（2） 機関紙を通じた協会活動の発信
（3） メールマガジンや SNS 等プッシュ型の情報発信の検討

7. 組織運営

（1）運営委員会の開催

協会として統一的に取り組む課題の検討を行うとともに、各部会で個別に取り組む課題・事業内容の調整を行うため、運営委員会を定例的に開催します。

○テーマ

・介護保険制度に関する課題への対応
・保健・医療・福祉の多職種連携
・災害・感染症発生時の事業継続計画（BCP）作成に関する支援策の検討
・介護の理解を深めるための市民啓発
・介護人材確保・離職防止の取り組み

（2）各部会の開催

「居宅介護支援サービス部会」「在宅サービス部会」「施設サービス部会」の３部会において、介護保険の各分野別の課題の検討を行うとともに、運営委員会での調整を通して、協会として一貫性のある取り組みを行います。

特定の課題について議論する場合は講師や行政担当者を招いての開催や、３部会共通の課題については部会を合同開催するなど部会活動の充実を図ります。

＜各部会での取り組み＞

◇居宅介護支援サービス部会

・現場で必要な知識のオンラインセミナーの開催
・介護保険制度改正で求められるケアマネジメントについて
・コロナ禍における連携・カンファレンスのあり方（対面・集合形式以外

◇在宅サービス部会

・感染症を含む災害時等の事業所間連携（代替サービスの提供）
・訪問系事業者の利用者等からの暴力・ハラスメントに関する課題検討

◇施設サービス部会

・人材確保・離職防止への取り組み事例の収集、分析
・施設におけるコロナ対策のポイントのとりまとめ

（3）神戸市高齢者介護士委員会・実務者会の開催

◇神戸市高齢者介護士委員会

・制度設計や認定試験と講習会の運営等について

◇神戸市高齢者介護士実務者会

・認定試験や講習会の内容等について

8. 個別課題に対応するための小委員会の開催

協会が実施する具体的事業の企画・実施、運営委員会・各部会での個別検討課題を集中的に検討するため、必要に応じて小委員会を設置します。

9. 総会の開催

協会の事業報告・事業計画、決算・予算、役員交代等について、広く会員に報告するため、総会を開催します。

令和2年度第2回全体研修会を開催しました

令和３年３月18日に、こうべ市民福祉交流センターにおいて、令和２年度第２回全体研修会を開催しました。
神戸市介護保険課介護予防推進担当・保健所兼務（保健師）係長　太田　亜紀　氏　より「新型コロナウイルス感染症対応・神戸市の取り組み」について報告いただき、その後、令和２年３月の新型コロナウイルス感染症拡大初期の頃に感染者が発生し、対応に追われた　介護老人保健施設グリーンアルス伊丹　事務長　塩田　眞一郎　氏より「新型コロナウイルス感染症発生時の対応について～その時、何が起きていたのか?～」と題して講演をいただきました。

講演の要約は以下のとおりです（文責：事務局）

報告「新型コロナウイルス感染症対応・神戸市の取り組み」

報告者：神戸市介護保険課介護予防推進担当・保健所兼務（保健師）係長　**太田　亜紀**　氏

新型コロナウイルス感染症の患者発生時の流れ

①体調が悪くなった場合、医療機関を受診（診察料が必要）
②医師の判断で検査
③結果が出る→医師から本人へ告知
④医師が発生届を提出=保健所が発生を把握
⑤区保健センターの保健師が訪問調査
（感染経路の調査、濃厚接触者を確定）
⑥濃厚接触者に検査の案内
⑦患者の療養先を調整（医療機関に入院、もしくは宿泊療養所で療養）
⑧療養先に保健所の車で搬送（看護師や保健師が付き添う）

年末年始は患者が多く、入院先が確保できなかった。2月の研修会では「今は大丈夫!」と言っていたが、最近、また患者が増え、入院先が見つかりにくい状態になってきている。

調査ではどんなことを聞かれるのか

◆体調が悪くなった日、症状について
◆2週間前からの行動歴（どこから感染したのか調べる）
※潜伏期間は1～14日だが、一般的には5日程度で発症。
◆発症日の2日前からの行動歴（誰かにうつしていないか）
→濃厚接触者の確定

国が定めた濃厚接触者の定義

- 同居あるいは長時間接触があった者
- 標準予防策（マスク、手洗い等）をせずに介護を行っていた者
- 約1m以内の距離で標準予防策なしで患者と15分以上接触のあった者
- 建物の換気や環境、個々の状況から保健所が総合的に判断

濃厚接触者になったら

◆患者と最後に接触した日から4日程度空けて検査を実施
（すぐだとウイルス量が増えていない可能性があり陰性になる）
◆陰性になっても、最後に接触した日から2週間は自宅待機
（潜伏期間が1～14日のため、発症の可能性あり）
◆陽性が判明→発症日から10日間入院もしくは療養。
◆**濃厚接触者の接触者**
家族の所属先で陽性者が判明
→ **症状がなければ仕事を休む必要はない。**

ウイルス量は、発症日の2日前～2日後位がピークで、後は減少していく。
10日で他者への感染力がほぼなくなる=退院
10日を過ぎてもPCR検査をすると陽性となる場合があるが、感染力はなくなるので、仕事復帰に陰性確認や証明は必要ない。
※ただし人工呼吸器による治療を行った場合の退院基準や、変異株の場合は陰性確認を2回行う等対応が違う

変異株：感染力が強いが、対策は同じ。
神戸市で変異株の人数が多いのは、検査機関が変異株かどうかをしっかり検査をしているため。

利用者が陽性になったときケアマネジャーにお願いしたいこと

日頃のアセスメント力やサービス調整力を発揮していただきたい。
◆サービス提供できない間の本人･家族ができることの見極め。
◆療養後のサービス提供拒否がないように、調整、見直し。

これまでの事例から気を付けておきたいこと

◆利用者にもできるだけマスクをつけてもらう。
◆30分に1回は換気をする。
◆食事提供時はできるだけ間隔を開けて、同じ方向を向く等。
◆食後の口腔ケアは時間をずらす、居室で行う等の工夫をする。
◆防護服は使い捨て、1ケアごとに手洗い。（手袋を変える）
◆消毒液を置いているだけではだめ。人が触る所を消毒する。
◆消毒用のアルコール濃度にも注意。
◆スプレータイプはウイルスを飛散させるので拭き取りが基本。
◆送迎車内の消毒、乗車時の利用者の手指消毒、車内の換気。
◆訪問型の場合、実は感染していたと後で知ることがあるので、普段から予防を徹底する。
◆登録ヘルパー等にも徹底。厚労省が作成した動画の活用も!
◆スタッフの出勤前の体温測定、体調管理→管理者等がチェック
◆スタッフの休憩時間は対面せずに黙食、休憩時間をずらす等。
◆体調が悪いのに働く→職場の人や利用者にうつしてしまう可能性がある。**→休みやすい環境づくりを!**
◆感染予防に必要な物品は、2カ月分の備蓄をしておく。

職員･利用者が陽性となった場合に備えて準備しておくもの

- 利用者の一覧表（送迎車や食事の席の配置）
- 職員名簿
- 事業所の見取り図
- 職員がいつどんなケアを利用者に提供したのか
- 利用者同士の交流の状況

※管理者が陽性になることもあるので、管理者しかわからないということがないように、スタッフで情報共有をする。
※利用者･職員に陽性者が出た場合、速やかに監査指導部に連絡

神戸市のプレス発表について

正しい情報を市民に公表すると同時に患者のプライバシーを守る
※高齢者施設は感染可能者を特定できるので、神戸市が施設名を公表することはない。不特定多数の方が出入りする場所の場合は、名前を公表することもある。

1番目に発生した人や施設が感染源とは限らない。感染が発生する場合はある。感染が発生した施設のスタッフは対応で疲れ、傷ついているので、同じ介護事業者同士思いやりを持った対応を!!

講演 「新型コロナウイルス感染症発生時の対応について～その時、何が起きていたのか?～」

講師：介護老人保健施設グリーンアルス伊丹　事務長　**塩田　眞一郎**　氏

令和2年3月8日（日）午前9時、施設から携帯に電話が入った。
保健所から「デイケア利用者に新型コロナウイルスの感染者がでたので連絡が欲しい」と留守電に入っているとのこと。
感染予防策はとっていたし、症状のある利用者を受けることもなかったので、何が起きたのか瞬時には整理できなかった。
施設長とデイの担当者に電話を入れて、施設に向かった。
そこから壮絶な1か月半を迎えることとなった。

3つの脅威

①肺炎の脅威

最初に陽性が判明した方
3月初旬:デイを利用。体温36.9度、何の不調もなく過ごす
2日後の朝:「ちょっと体がしんどいので病院に行くため、デイを休みます」と本人から電話あり。
同日:肺炎の症状があり基幹病院に移る→兵庫医大に転院
同日夕方:人工呼吸器を使用→12日後に亡くなられた
◎糖尿病の持病がある方は重症化しやすい。
◎新型コロナウイルスは無症状でも感染する。
◎最初の発症＝最初の感染者ではない、誰が最初か判らない

②経済的脅威

デイケアを休止したため、減収となり、それ以外にも様々な費用がかかるので、経済的なダメージがあった。

③風評被害の脅威、差別の脅威。

3つの脅威の中で100%人為的なもの。今は注意喚起がなされているが、一番足を引っ張られた要素である。

デイケアスタッフの感想

◆防護服に囲まれた環境での入院で、テレビのニュース等で感染した人が悪いような報道を見て、落ち込む毎日だった。相部屋にデイのご利用者様が2名おられ、申し訳なく思った。
◆退院してからは体力もなく、家のこともあまりすることができなかった。コロナは本当にしんどかった。
◆1ヵ月余り陽性反応が続き入院していた。4回目の検査でやっと陰性になったが、その間、無症状でとても不安だった。
※今の基準では1週間の入院で退院となるが、当時は無症状でも2回陰性にならないと退院できなかった。
◆自宅待機中に利用者様と家族の体調確認で毎日電話をするうちに、不安を訴えられる方が多く、その対応に答えるのも難しく、上司からのアドバイスで返答する毎日が続いた。
※スタッフ、利用者とも自宅待機となったので、1日2回の健康観察を保健所とともに、デイケアスタッフが自宅から利用者に携帯電話で行った。
◆利用者の家族がアルスの関係者ということで、病院受診を拒否された話を何回も聞き、申し訳ない気持ちになった。利用者の検査のための送迎をしていくうちに、感染するのではと不安になった。
※県では対応できない分のPCR検査を老健の医師が行うことになったが、検査場まで個別に送迎する必要があり、自宅待機で陰性だったスタッフに送迎をお願いした。
◆施設名を公表したことで様々な風評被害を受けたが、応援してくださる人がたくさんいたので、力になった。まだ先が見えない中で、怖い気持ちもあるが、今回の騒動を通して、よりいっそう介護の仕事に責任と誇りを感じるようになった。

風評被害の実例

◆伊丹市の広報誌で「グリーンアルス伊丹の利用者さんがお亡くなりになりました。強い危機感を持っています」と発信。
施設名を公表したのはこちらの意思だが、デイの利用者が亡くなられたと公表したことで、いつも施設の送迎車が来ているのを見ていた近所の方が「おばあちゃんが亡くなられたと聞いたけど、コロナだったんだ」と知ることになった。
残された家族が、近所の人から避けられるようになった。
◆PCR検査で陰性と判明したスタッフが、子どもの卒業式に出席してよいか学校に相談したが、「陰性とか関係ない。来てもらったら困る。」と断られた。
◆3月7日を最後に、利用者もスタッフも自宅待機としたため、施設での感染はその時点で封じ込めていたことになる。
ところが、これ以上陽性者が出ると入院先がないと、1日の検査数を制限され、毎日少しずつ検査をして、陽性者が出たと報道＝延々と感染が続いているようにしか見えなかった。

励ましの言葉

◆利用者家族より「このたびは新型コロナ発症という大惨事に見舞われ、悔しい限りです。」との手紙。他人事ではなく同じ目線で悔しがってくれているご家族がいると感動した。
◆実習に来たスタッフの施設の利用者が折った折り紙と、励ましのメッセージを送ってくれた。
◆ドミノピザや神戸プリンから差し入れ、デイの再開を聞いて温泉を運んでくれた粟津温泉など多くの支援をいただいた。

何とかめげずにやって来られたのは、こういう励ましのメッセージのおかげ。

検証→対策

厚労省と一緒にデイルームと送迎車の座席の感染状況を分析した結果「送迎車での感染は否定できないが、デイルームの食卓から広まったと考える方が合理的」ということだった。
デイルームの奥側の換気状況が悪いのではと想定し、デイケア再開後、二酸化炭素濃度測定装置で検証した。

- 夏場：エアコン＋常時換気＝良好な換気状態を確認。
- 冬に向けて：大型の空気清浄機＋窓を閉める＝常時換気よりは若干濃度が上がったが、良好な換気状態という数値。
- 窓を閉めた状態→（食事時等）ピンポイントで窓を開ける=15分～30分で一気に二酸化炭素濃度が最低まで下がる。**窓を開けることは大変効果がある**と目の当たりに感じた。

◎このような数値結果は、利用者への説明にも使える。

マスク、手洗い、消毒等の標準予防策が感染予防につながる

◎デイケア以外では誰も感染者が出なかったことで、自分たちの対策を信じてやっていこうという思いにつながった。
◎施設入所者は多くの疾患を持っており、重症化しやすいので、陽性が判明すれば速やかに入院調整を行う必要がある。

自分・家族の職場・学校などで感染者が出た情報を早く得ることが重要。

感染者が出た時点で仕事を休む→感染者と自分との間の人の検査結果に問題がなければ、仕事復帰する。
最初の時点で休んでおくと、後に濃厚接触者と判明しても、事業所全体に影響する可能性は非常に低くなる。

令和2年度第2回　神戸市との意見交換会を開催しました

令和３年２月18日にあすてっぷKOBEにおいて令和２年度第２回目の神戸市との意見交換会を開催しました。今回は、令和２年８月に開催した第１回神戸市との意見交換会にて、協会より提出した要望･意見に対して神戸市より回答いただくともに、意見交換を行いました。神戸市からは、福祉局監査指導部・高齢福祉課・介護保険課の課長、係長にご出席いただき、当協会の運営委員・部会員と短い時間ではありましたが、活発な意見交換が行われました。

紙面の都合上、全て掲載はできませんが、主な神戸市からの回答は以下の通りです。

1）コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に備えるための要望

①病院、施設等で感染者が発症した場合、個人情報に配慮しつつも、可能な範囲で発症者状況等の情報提供をしていただきたい。利用者が通院する医療機関や介護施設・事業所等での発症事例や濃厚接触者の情報は、施設の利用者への感染を抑止するための重要な情報であるため、少なくとも発症圏域の事業所への情報提供を強く要望する。

神戸市：患者の情報公表については個人情報保護に細心の注意を払いつつ、感染拡大防止の観点から総合的に判断し、本人の理解の上、公表することとなっている。施設・事業所名の公表に関しては、原則、風評被害防止の観点から公表していない。不特定多数の方が利用する施設で、利用者への呼びかけが必要な場合は感染拡大防止の観点から、公表する場合がある。

介護サービスの利用者に、感染者が発生した場合は、個人情報の扱いに注意しながら、その旨を他の利用者に伝えてもらうよう、１月21日の通知にてお願いした。本人・家族から担当ケアマネジャーに連絡できない場合は、保健センターから連絡するようにしている。

②利用者との接触が避けられず、感染者が出ればクラスター化しやすい介護現場の実態を鑑み、神戸市のPCR検査体制の拡充及び、医療機関、介護施設・事業所への積極的かつ迅速なPCR検査を適用していただきたい。

神戸市：PCR検査は症状のある方、感染者の濃厚接触者を対象に実施するものだが、神戸市の場合、早期の感染拡大の兆しをキャッチし、クラスター化を未然に防ぐために濃厚接触者にとどまらず広い範囲でPCR検査を実施している。１月から特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等の職員を対象に症状の有無にかかわらず、一律に検査をすることを進めてきた。今後、検査の状況や方法を踏まえて、検査を拡大していきたい。

現在の神戸市の検査体制については、環境保健研究所、シスメックス㈱等を合わせて１日当たり682件の検査能力がある。PCR検査よりも低価格の抗原検査や、PCR検査でもいくつかの検体をまとめて検査する方法も出てきているので、それらの活用も検討し、検査能力の拡大を図っていきたい。

③新たな生活様式を求められる今、法定研修の実施方法の緩和や見直しに際し、事業者の意見を十分に反映していただきたい。

神戸市：虐待防止研修については、現在は集合研修以外のリモート研修、資料配布等でも可能としている。いずれの場合も受講者からのレポート提出や、研修実施の記録を残して欲しい。

法令遵守職業倫理研修については、研修担当者向けにオンライン研修を実施した。認知症介護研修も感染防止対策を徹底した上で開催し、下半期においてはオンライン研修とした。

④要支援や事業対象者の多くが利用自粛されたことで、事業所は経営的に大きなダメージを受けている。このような状況でも、訪問などの代替サービスで生活機能維持に貢献している事業所に対してはインセンティブを付与していただきたい。

神戸市：通所系サービスは６月から一定の条件を満たした場合、２区分上の報酬を請求できることとなったが、今年３月のサービス提供分をもって廃止することとなった。R3年度からは、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合の新たな特例措置を導入し、感染症・災害への対応力強化を図ると国から情報が出ている。詳細がわかり次第お伝えしたい。

通所系サービス事業所が訪問により代替サービス等を提供した場合は、報酬の請求やサービス継続支援事業の補助の対象となる。感染者が発生したり、濃厚接触者に対する対応を行った場合等の必要経費はサービス継続支援事業の対象となるので、申請していただきたい。

⑤不安やストレスの影響、外出自粛により利用者の食生活の変化が懸念され、栄養士による食支援の必要性を感じられる。常時より、介護現場における食支援に栄養士を活用していただくともに、居宅療養管理指導として在宅で栄養士が活動していることを踏まえて、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」等に栄養士向けの情報も発信していただきたい。

神戸市：後期高齢者の健康診断受診者で低栄養のリスクがある方については、個別栄養相談事業を開始している。地域拠点型一般介護事業、フレイル改善通所サービスに管理栄養士を派遣し、低栄養予防の講話をいただいている。R3年度の介護報酬改定の中で、栄養士による居宅療養管理指導について、県栄養士会が設置、運営する「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士が実施する場合も算定可能となる見込みである。

⑥兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会において構築されている「代替え訪問看護システム」を、神戸市の各介護サービスにも取り入れていただきたい。小規模な事業所で職員や家族が感染した場合、利用者のサービスを中断しないために、近隣の事業所との連携体制の確保、協力・代替サービスシステムの構築が急務。兵庫県の連携策の成否を見つつ、神戸市で実効ある策の実施を求める。少なくとも神戸市主導で『圏域毎の緊急事態連絡網』の整備をしてもらいたい。

神戸市：県で、コロナウイルスに感染した職員が発生し職員が不足した時の協力応援スキームを構築しており、神戸市でも補助金の上乗せをしている。現状、参加事業所が少なく、市内ではまだ実績はない。県では、新型コロナウイルス感染症患者急増対策として、在宅療養中に介護サービスを必要とする場合、新たにサービスを提供する事業者に協力金が支給される。
神戸市シルバーサービス事業者連絡会、神戸市ケアマネジャー連絡会との協力により、緊急時の連携体制構築に向けた意見交換会を開催しており、東灘区でモデルケースを作って、連携体制の構築を検討している。

⑦マスク・アルコール消毒液等感染予防にかかる衛生用品、防護服、ゴーグル手袋、口腔ケア用品等、感染が疑われる利用者と接する場合の衛生用品の不足は医療と同じく福祉分野においても起きている。政府が様々な対応をされているが、神戸市においても、衛生用品の確保についてご尽力いただきたい。

神戸市：発生当初に比べると、衛生用品はかなり普及してきている。陽性者が発生した施設･事業所には必要に応じて配付している。1 月からは入院調整できず施設で看ていただいている患者も多く、1 ケア毎に備品を取り換えるため、かなりの数が必要となるので、備品は市で対応している。国、県からは 3 カ月分の備蓄を推奨されている。ガウン、フェイスシールドは感染者が発生するとすぐに必要となるので、できる限り備蓄をお願いしたい。

2）介護人材確保・離職防止

①介護職員へのハラスメント対策の強化について、事業者は「お客様」である利用者に強いことを言えない立場にあり、「我慢の常態化」が続いている。この状態を改善していくには行政の強力な推進姿勢が必須。「犯罪」と捉えた対応をお願いしたい。

神戸市：ハラスメント対策には複数名による訪問が有効なので、平成 30 年から複数名の訪問同意が得られない場合の補助金を創設した。また、次年度から、安全対策のために警備会社の駆けつけサービスを利用する場合の初期費用の補助を行う予定である。
啓発については、令和元年度に神戸市独自のチラシを作成し配布した。この度、兵庫県でもチラシを作成し、配布予定である。県で設置している暴力等お困りごと相談コールセンターの相談内容を分析して、対策を進めていきたい。

②新規採用介護職員に関する住宅手当等補助の拡充について、県外を含めた幅広い雇用確保のため、市外から採用した職員の住宅補助額については、転居費用も見込み、神戸市内の区外採用職員よりも増額していただきたい。

神戸市：転居は条件としていないので、転居費用は見込んでいない。人材が市外に流出するのを防ぐことが目的であり、ご理解いただきたい。昨年は 81 名の実績があり、今年度は現時点で 203 名の実績である。うち 72 名は外国人である。

③神戸市内で個別に外国人介護人材の確保に注力している機関・法人はあるものの、神戸市の外国人人材の招致や定着育成に係る施策は、首都圏等の自治体に比べ遅れていると言わざるを得ない。神戸市として外国人人材の確保に対する積極的な姿勢を示していただきたい。

神戸市：来年度予算で外国人介護人材の日本語学習、資格取得に係る経費の支援として、本人・事業所が負担している経費の一部を補助する予定である。また、研修期間中の代替職員の人件費の補助も予定している。
1 月に開設された外国人向け就労情報ウェブサイト「WORK IN KOBE」で、介護の仕事や介護現場で働く外国人のインタビューも掲載している。

3）介護予防・日常生活支援総合事業について

①「集い場」の考え方を再考し、外出自粛にも対応できるフレイル予防の仕組み作りを考えていただきたい。

神戸市：外出自粛に対応した、在宅でできる介護予防の取り組みの拡大が重要だと考える。サンテレビと連携した「神戸元気いきいき体操」は大変好評で、上半期だけの予定だったが、下半期にも延長した。

4）事務改善について

①地域包括支援センターで管理する個人情報の入ったパソコンはインターネットに接続しないこととされている。災害時や感染症の拡大により、事業所が被災したり、在宅勤務を求められたりした時、受託している事業を継続するためには、情報のクラウド化は必須と考える。早急に見直しをしていただきたい。

神戸市：次期のあんしんすこやかセンター公募説明会で説明したが、ネットワークの安全性を高めた上で、神戸市の情報セキュリティポリシーを遵守し、市に申告した場合は、あんしんすこやかセンターでのクラウドサービス利用を可能とした。

協会の活動状況

◆ 12月から3月までの動き

令和２年		
12月	３日	令和２年度第３回運営委員会
	10日	Web セミナー 介護現場で知っておきたい医学知識研修会 講義２　リアルタイム配信　（参加者 18 名）
	15日	Web セミナー 介護現場で知っておきたい医学知識研修会 講義２　録画配信　（参加者 20 名）

令和３年		
１月	13日	令和２年度第３回神戸市高齢者介護士委員会
	14日	令和２年度第４回居宅介護支援サービス部会
		令和２年度第４回施設サービス部会
	18日	令和２年度第４回在宅サービス部会
	21日	Web セミナー 介護現場で知っておきたい医学知識研修会 講義３　リアルタイム配信　（参加者 19 名）
１月	26日	Web セミナー 介護現場で知っておきたい医学知識研修会 講義３　録画配信　（参加者 12 名）
２月	４日	令和２年度第４回運営委員会
	18日	令和２年度第２回神戸市との意見交換会
	24日	令和３年度第１回神戸市高齢者介護士実務者会
３月	８日	令和２年度第５回在宅サービス部会
	９日	Web セミナー 口腔ケア研修会　（参加者 23 名）
	11日	令和２年度第５回居宅介護支援サービス部会
		令和２年度第５回施設サービス部会
	15日	令和２年度第２回理事会
	18日	令和２年度第２回全体研修会　（参加者 76 名）

◆ 今後の予定（期日確定分のみ）

４月	８日	令和３年度第１回運営委員会

令和３年度 神戸市高齢者介護士認定試験 受験者募集について

「神戸市高齢者介護士認定制度」は、介護職員の意欲向上と社会的評価の向上、神戸市全体の介護サービスの質の向上及び介護人材の確保のためにできた神戸市独自の認定制度です。神戸市内の施設･事業所にて介護業務に従事している職員を対象として、4日間の講習会を実施するとともに認定試験を行い、3年以上5年未満の間継続して介護業務に従事している合格者には神戸市長名で認定証が授与されます。

平成31年度からは、神戸市より当認定制度合格者に対するキャリアアップ支援として、介護福祉士合格までの間（最長5年）、月額1万円が支給される制度も創設されました。

令和3年度から講習会の一部をオンライン講習にて実施します。令和3年度の受験者募集については、現在準備中です。
募集要綱が整い次第、各施設･事業所宛に案内を郵送するとともに、協会ホームページでお知らせします。

令和3年4月 募集開始予定!

◆令和3年度講習会及び認定試験日程◆

<講習会>

第1日目　集合型　令和3年7月　3日(土) 午前9:15～午後5:00
第2日目　オンライン　令和3年7月16日(金) 午前9:15～午後5:00
第3日目　オンライン　令和3年8月　3日(火) 午前9:15～午後5:00
第4日目　集合型　令和3年8月21日(土) 午前9:15～午後5:45
予備日　令和3年9月　4日(土)

※予備日とは、講習会が気象警報等で中止になった場合の振替日です。念のため、シフトを入れず空けておいてください。

<認定試験>　令和3年9月26日(日) 午前10:00～午後4:15

<集合型講習会･認定試験会場>

神戸市中央区磯上通3−1−32　こうべ市民福祉交流センター内研修室

<お問合せ･申込先>　神戸市介護サービス協会事務局

参考:神戸市高齢者介護士認定対象者及び、キャリアアップ支援金対象者早見表

介護福祉士	勤続年数	神戸市高齢者介護士認定	キャリアアップ支援金
資格あり	3年未満	× 3年目に授与	× 対象外
	3年以上5年未満	○ 対象	× 対象外
	5年以上	× 対象外	× 対象外
資格なし	3年未満	× 3年目に授与	○ 対象
	3年以上5年未満	○ 対象	○ 対象
	5年以上	× 対象外	○ 対象

編集後記

コロナ禍で2度目の春が来ました。去年の歓送迎会をしないまま、今年の新入社員が入ってきます。歓送迎会は自粛もやむなしとは思いますが、卒業式や入学式、その他一生に一度しかないような行事を開催できていない人もたくさんいます。大学生は学校に行かないので、友だちができないとか、小学生は給食の時間「全員前を向いて、黙って食べる」など、新たな人間関係を構築することが難しくなっています。ふと思ったのですが、去年の4月から保育園に行き始めた同僚の子どもは、保育士の先生をはじめ、家族以外で口を開けて笑っている人の顔を見たことがないのではないかと･･。まだまだ、感染予防のため様々なことを我慢しなければならない日々は続きますが、1日でも早く、みんなで笑いあって、おしゃべりしながら、美味しいものを食べられる日が来ることを望んでいます。（か）